

# 静岡県保険者協議会の取組み

## — 特定健診等集合契約等の状況 —



静岡県保険者協議会

事務局：静岡県国民健康保険団体連合会

総務部事業課 秋山 剛

# 静岡県保険者協議会の概要

設立年月日 : 平成17年7月26日

保険者数 : 88

健康保険組合 42

協会けんぽ 1

共済組合 4

国保健康保険 40

後期高齢者医療 1

オブザーバー:

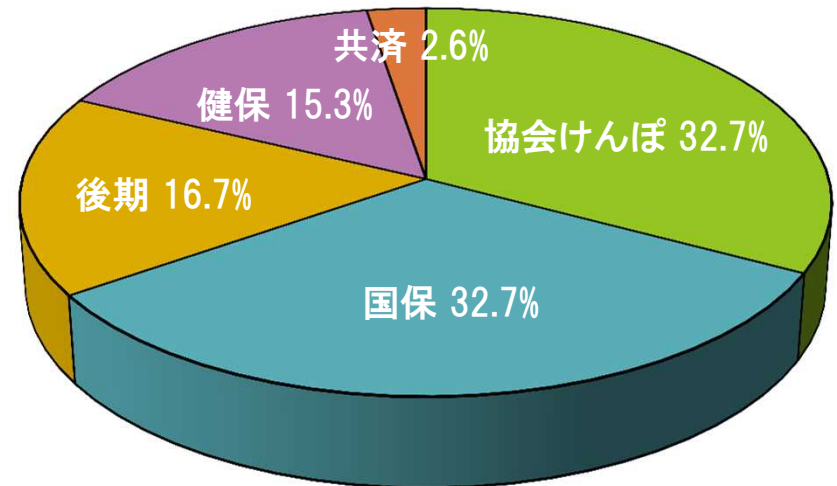
県国保課、県健康増進課、

医師会、歯科医師会、

薬剤師会、看護協会、

栄養士会、保健師会

被保険者の構成割合

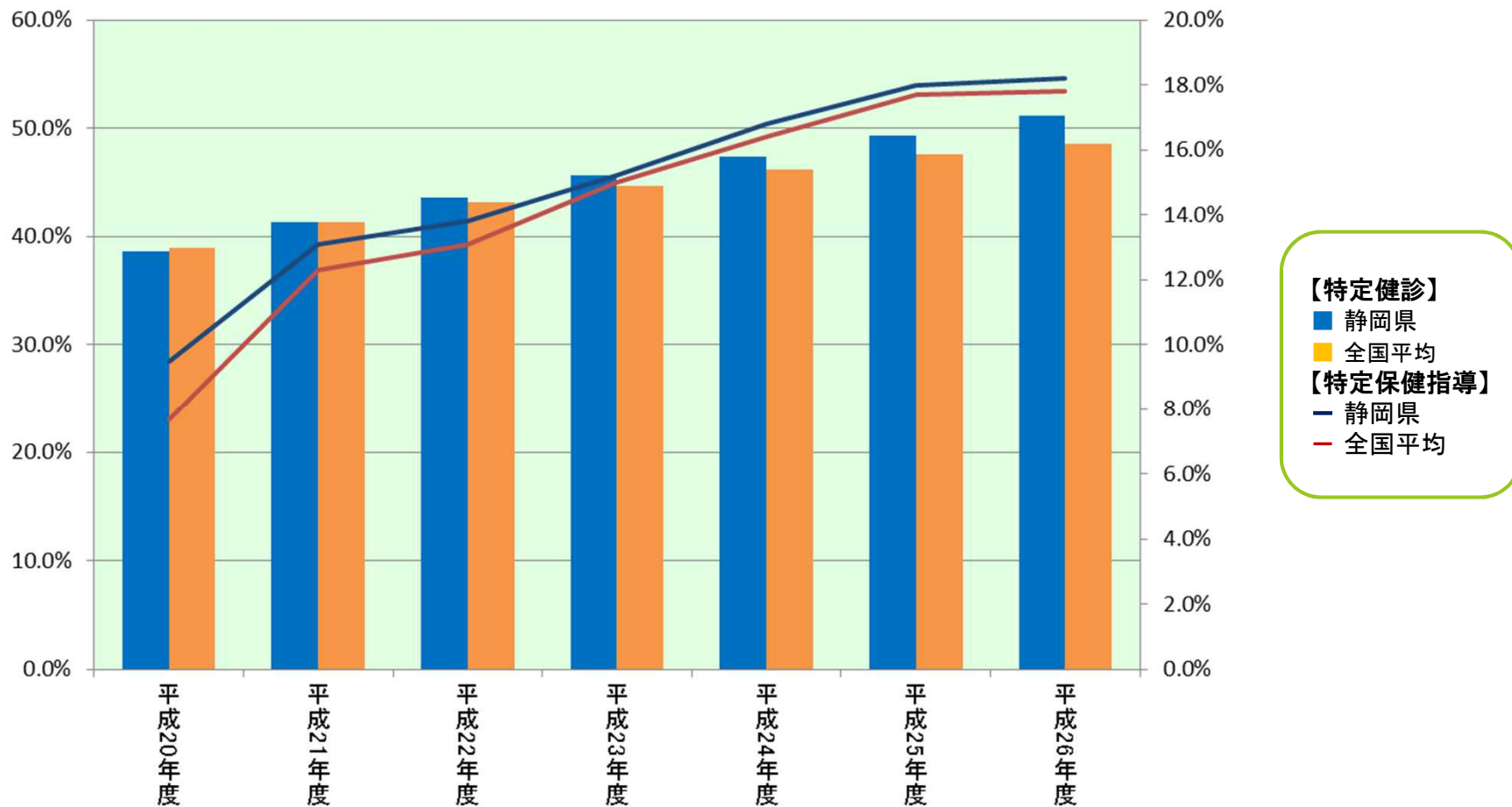


被保険者数 3,025,224人  
(平成28年4月末現在)

# 保険者協議会の事業及び年間スケジュール

事業区分	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会の運営	保険者協議会				➡							➡	
	保険者協議会作業部会				➡							➡	
データヘルスの推進等	保険者の取組みに関する情報提供	➡											
特定健診の受診率向上等の取組み	健診(検診)受けましょうキャンペーン(県と共催)			➡									
	健康イベントにおける普及・啓発グッズの配布	➡											
	情報提供のためのホームページの運用	➡											
特定保健指導のプログラム研修	特定健診等実践者育成研修会(県と共催)	➡	➡				➡						
特定健診と各種検診の同時実施の促進	特定健診と各種検診の同時実施のための情報提供	➡											
その他の事業	地域医療構想調整会議	➡											

# 静岡県における特定健診等の実施状況



# 特定健診等集合契約締結の状況と取組み

事 項	内 容
集合契約の状況	県医師会と集合契約を締結(県内23郡市医師会中20郡市医師会が参加) その他、23の医療機関と個別契約を締結
未契約地域の対応	県医師会及び集合契約不参加の郡市医師会に対して、協力依頼を行っている。また、集合契約不参加地域である小山町で集団健診の実施
がん検診等との同時実施	県が各市町の健診状況を取りまとめ、協会けんぽが調整を行い、保険者協議会を通じて各医療保険者に情報を提供
健診結果の保険者間の情報照会及び提供	平成28年度の保険者協議会作業部会等において、概要説明及び取扱いについて協議を行った。 平成29年6月6日付けの厚労省通知を受け、改めて取扱いについて協議を行う予定

# 平成29年度特定健診等集合契約Bの契約について

## (1) 静岡県医師会が取りまとめる郡市医師会

No.	名称	実施形態	29年度 契約金額
1	賀茂医師会	集団	7,200 円
2	田方医師会	集団	7,200 円
		個別	8,743 円
3	伊東市医師会	個別	8,743 円
4	熱海市医師会	個別	8,743 円
5	沼津医師会	個別	8,743 円
6	富士市医師会	集団	7,200 円
		個別	8,743 円
7	富士宮市医師会	個別	8,743 円
8	庵原医師会	個別	8,743 円
9	静岡市清水医師会	集団	7,200 円
		個別	8,743 円
10	静岡市静岡医師会	個別	8,743 円
11	焼津市医師会	個別	8,743 円
12	志太医師会	個別	8,743 円
13	島田市医師会	個別	8,743 円
14	榛原医師会	集団	7,200 円
		個別	8,743 円
15	小笠医師会	個別	8,743 円
16	磐周医師会	個別	8,743 円
17	磐田市医師会	個別	8,743 円
18	浜名医師会	個別	8,743 円
19	浜松市浜北医師会	個別	8,743 円
20	引佐郡医師会	個別	8,743 円

## (2) 集合契約B(個別)の健診機関

No.	名称	所在地	29年度 契約金額
1	伊東市民病院	伊東市	8,500 円
2	フジ虎ノ門整形外科病院	御殿場市	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
3	時之栖荒川クリニック	御殿場市	8,743 円
4	御殿場石川病院	御殿場市	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
5	東部病院	御殿場市	7,020 円
6	三島共立病院	三島市	(集団) 7,200 円
			(個別) 7,020 円
7	静岡田町診療所	静岡市 葵区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
8	藤枝市立総合病院	藤枝市	8,743 円
9	榛原総合病院	牧之原市	(集団) 7,200 円
			(個別) 6,910 円
10	市立御前崎総合病院	御前崎市	7,380 円
11	菊川市立総合病院	菊川市	8,350 円

No.	名称	所在地	29年度 契約金額
12	中東遠総合医療センター	掛川市	特定保健指導のみ
13	聖隷健康診断センター	浜松市中区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
14	浜松市医療公社	浜松市中区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
15	沖健康クリニック	浜松市中区	7,020 円
16	遠州病院	浜松市中区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
17	浜松労災病院	浜松市 東区	7,020 円
18	予防医学協会西部健診センター	浜松市 東区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
19	松田病院	浜松市 西区	8,743 円
20	すずかけセントラル病院	浜松市 南区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円
21	浜松南病院	浜松市 南区	7,020 円
22	聖隷予防検診センター	浜松市 北区	(集団) 7,200 円
			(個別) 8,743 円

※ 中東遠総合医療センターは特定保健指導のみ契約

## (3) 集合契約B 未契約医師会

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御殿場市医師会</li> <li>・ 三島市医師会</li> <li>・ 浜松市医師会</li> </ul>
---

### 【対応策】

- (1) 集合契約A及び集合契約B(個別)にて対応。
- (2) 健診機関がない小山町において、平成28年度同様集団健診を行う予定。

## 特定健診等の実施における課題・問題点

事 項	内 容
受診率向上に向けた取組み	生活習慣病で医療機関に受診があるが、特定健診が未受診である対象者に対して、受診時に健診も合わせて実施していただくよう、医療機関への働きかけを強化する必要がある。
国保加入者における労安法による健診結果の未算入	中小企業や短時間労働者等における国保加入者で、職場で健診を行った場合の健診結果を市町国保に連携するための仕組みづくりについて強化する必要がある。
集合契約不参加の郡市医師会への協力依頼	引き続き、県医師会及び該当の郡市医師会に対して、特定健診の重要性等の説明を行い、集合契約の参加を依頼し、健診の受診機会の確保に努める。

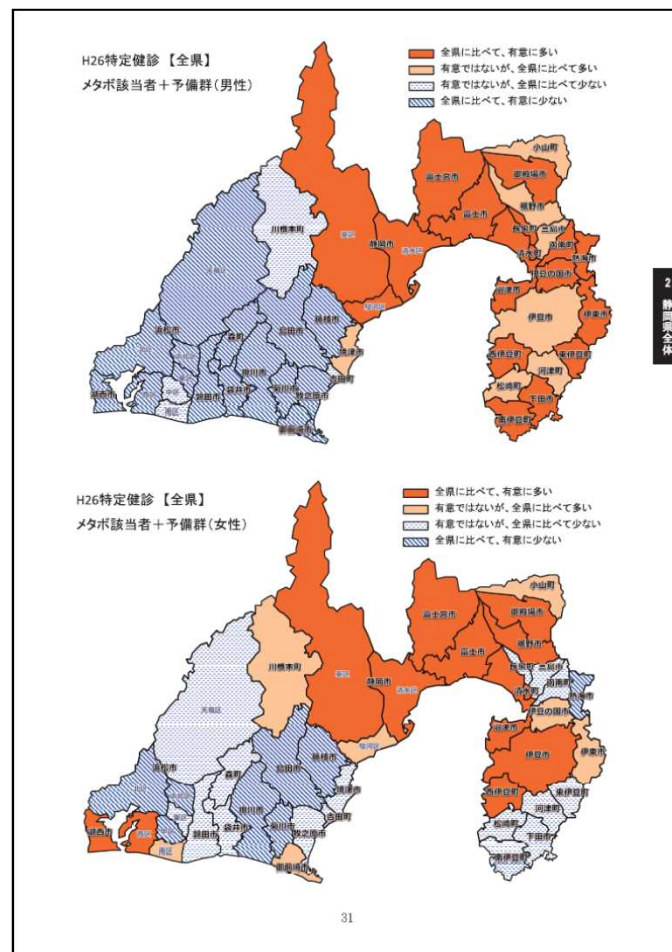
医師会の理解が得られないと改善は見込めないため、県及び関係団体等と連携しながら医師会に対して働きかけを行う必要がある。

# 特定健診等に関するその他の取組み

## 1 静岡県における特定健診結果の分析（静岡県が分析を実施）

平成二十四年度  
特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

静岡県  
静岡県総合健康センター





医 健 第 412 号  
平成 28 年 1 月 6 日

各健康保険組合理事長 様  
各共済組合理事(支部)長 様  
全国健康保険協会静岡支部長 様

静岡県健康福祉部長

平成 26 年度特定健診に係る健診等データの使用及び  
保険者別分析結果の公表について(依頼)

日頃、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)については、平成 20 年度以降、関係者の御尽力により着実に実施されていることと存じます。

特定健診等に関しては、平成 25 年 4 月に改定された「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」において、都道府県の役割として、医療保険者等の協力を得てデータの分析・評価を行い、都道府県における健康づくり施策等に反映させることとされています。

また、「健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成 20 年 3 月 31 日付け健総発第 0331012 号 厚生労働省健康局総務課長通知)」では、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況を把握・評価することを目的に、県がその効果や効率を評価し、今後における特定健康診査等の実施方法等について検討することとされています。

このように、健診等データは、県民の健康づくり、生活習慣病予防対策を行う上で非常に重要なデータであります。

静岡県では、市町国保、国保組合、共済組合、健保組合の御協力により、個人情報(生)を削除した生のデータを集計することで、平成 20 年度、21 年度、22 年度、23 年度、24 年度、25 年度の特定健診・特定保健指導に係る健診等データを報告書としてまとめ、各保険者において健康対策事業の企画・立案に活用いただいております。引き続き、静岡県の健康課題を明確にして、予防すべき疾病及び対象集団を明らかにし、効果的な生活習慣病予防対策に役立てていくためには、県下の全医療保険者の健診等データが不可欠です。

また、分析結果の更なる活用を図るため、医療保険者別に分析を行い、各医療保険者の御了解のもと、保険者別分析結果(チャート)の公表を検討しております。

については、下記により平成 26 年度の健診等データを使用することについて御了承いただき、3 の提出物について、平成 28 年 2 月 26 日(金)までに県健康増進課あて送付くださるようお願い申し上げます。併せて保険者別分析結果(チャート)の公表については、「平成 26 年度保険者別分析結果(チャート)の公表について」により公表の可否を御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1 健診等データの使用目的

健診等データを活用し、県民の健康づくり、生活習慣病予防対策を実施するための資料とする。

2 健診等データの使用者の範囲

医療健康局健康増進課及び国民健康保険課、県の健康福祉センター、県とともに県民の健康づくりや生活習慣病予防対策を進めるためにデータ分析を行うと認める大学や研究所等の職員。

3 提出物

(1)「平成 26 年度 特定健診に係る健診等データの使用について(回答)」(別紙 1)

※健診等データを県に提出できない場合も、理由を記入の上、提出をお願いします。

(2)「平成 26 年度保険者別分析結果(チャート)の公表について(回答)」(別紙 1・2)

(3) 健診等データ(別紙 2)

ア 保険者番号、イ 生年月日元号、ウ 年度内年齢、エ 性別、オ 郵便番号、カ データ値(改定版 p 67 別紙 8-1 から抜粋「健診結果・質問票情報」参照)

※氏名等、個人情報データは削除してください。

※入力時の注意事項については、別紙 3 を参照。

※郵便番号は市町別の分析に使用します。

※データの保存形式は、excel、csv 又は xml としてください。

4 提出方法

「平成 26 年度特定健診に係る健診等データの使用について(回答)」(別紙 1)及び「平成 26 年度保険者別分析結果(チャート)の公表について(回答)」(別紙 1・2)は、代表者印を押印のうえ、郵送で静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課(〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6)あて送付ください。

「健診等データ」(別紙 2)のファイルは、メールにて健康増進課(E-mail:kenzou@pref.shizuoka.lg.jp)に送付ください。

5 結果の公表等

健診等データの分析後、「平成 26 年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」として公表する他、健康づくり施策等の資料として使用する。

※報告書は、まともらしい提供させていただく予定です。

担 当 健康増進課総合健康班  
電話番号 055-973-7002

担 当 健康増進課健康増進班  
電話番号 054-221-2779

## 2 健診（検診）受けましょうキャンペーンの実施（静岡県と共催）



各種健診の受診呼び掛け  
JR静岡駅で県の強化月間とし、「年に1度はあなたもチェック」を言葉集に集中

県はこのほど、特定健診をはじめとした各種健診の受診を呼び掛ける街頭キャンペーンをJR静岡駅で行った。

県や県保険者協議会などの関係者約30人が、啓発品のクリアファイルやうちわを通行人に配布し、定期的な健診を病気の予防・早期発見につなげる大切さを伝えた。生活習慣病予防を目的とした特定健診の2015年度の県内の受診率は50・



平成29年6月20日 静岡新聞

各種健診の受診を呼び掛けた街頭キャンペーン  
＝JR静岡駅

平成29年6月14日（水） JR静岡駅コンコース

# 静岡県保険者協議会のその他の取組み

事 項	内 容
地域医療構想に対する意見提出	平成28年3月14日に策定された静岡県地域医療構想に対して、素案を基に専門家を活用した内容の分析を実施。保険者協議会及び保険者協議会作業部会で協議し、13項目について意見提出を行った。
地域医療構想調整会議への委員推薦	8圏域中7圏域の保健所から、保険者協議会に対して調整会議の委員の推薦について依頼があり、8名の委員を推薦した。
医療費適正化計画に対する協議の実施	平成29年2月に開催した、保険者協議会及び保険者協議会作業部会合同会議において、県の担当部署である医療政策課から概要や進捗状況等の説明を受けた。 今後、7月に開催予定の保険者協議会で進め方等について協議を行う予定。

# 静岡県保険者協議会の課題・問題点

事 項	内 容
医療費等の共同分析の実施	保険者協議会の発足当初からの課題であるが、共通した医療費データの作成(主病と最大医療資源等)、個人情報への取扱い、診療データと住所地の突合等の諸問題により、実現が困難である。
地域医療構想調整会議等における委員構成	医療保険者の代表として、保険者協議会から委員を推薦し、参加いただいているが、診療側の委員が大多数の構成となっており、発言自体が難しい状況である。
医療計画等への意見提出	都道府県が医療計画等を策定する際、国から示されたガイドラインに基づいて策定されるが、医療費推計の方法や必要病床数等の具体的な算定式まで示されているため、保険者協議会で独自に医療費等の分析を実施することの必要性。
国保の制度改革に伴う対応	平成30年度から、都道府県が国保保険者となることに伴う位置付けや役割等。 また、4月12日の経済財政諮問会議において、「保険者協議会を都道府県が取りまとめる組織として、他の関係団体を加えた協議体へと改組する。」との方針が示されたことによる対応。